

# しにいと

■発行日／平成26年7月31日 ■発行／(公社)糸魚川法人会総務委員会／新潟県糸魚川市寺町2-8-16 TEL.025-550-4011



第 68 号

平成26年7月31日

シリーズ 地域のしおり

標高差2000m  
久比岐の大地を疾走

「グランfond糸魚川」

初秋の糸魚川路を自転車  
疾走するグランfond糸魚  
川二〇一四が第十回目を数え  
十月五日(日)マリンドリーム  
能生を発着点に開催されるこ  
とになりました。

参加者は申し込み受付当日  
にして全国各地から九〇〇余  
名の応募があり、すでに定員  
に達しております。

一〇km・八〇km・五〇kmと  
三つのコースが用意され、久  
比岐自転車道、広域農道を通  
る、海と山の両方が満喫でき  
る起伏に富んだコースとなっ  
ています。

又、途中、給水所として  
三つのエイドステーションが  
設置され、笹寿司、笹団子等  
地元特産の食材が用意され一  
〇〇名からのボランティアス  
タッフの応援をいただきなが  
ら標高差二〇〇〇mの大地を  
疾走します。ぜひ、ご声援お  
願います。

**ボランティアスタッフ募集中**  
当日の誘導、エイドの世話係です。  
記念のTシャツを進呈します。

お問い合わせ

(有)タツミサイクル内

TEL 0801127210896



ごあいさつ

会長 鈴木秀城

皆様におかれましては、ご健勝のこととお喜び申し上げます。

この原稿に頭を悩ませている今は、ワールドカップ決勝リーグの真最中です。この会報が出る頃には優勝国も決まり、連日の熱気も落ち着いている所ではないかと思えます。残念ながら日本は、今回も予選リーグで敗退してしまいました。日本も頑張りましたが、改めて世界の壁と、国の誇りを背負った競合国の中で勝つということの難しさを感じました。

サッカーを観ながら、昔は、日本ではラグビーの方が、人気があったのと思いました。ラグビーを経験

してきた私には、今のサッカー人気がうらやましく、少し妬ましい気持ちにもなります。しかし、サッカーがここまでポピュラーになって良かったと思うこともあります。それは、純粋な気持ちで日の丸をかざして日本を応援している若い人の姿を見ることです。サッカーの持つオープンな明るい文化がそうさせているのでしよう。

自国を応援するのは、当たり前と言えば当たり前であり、どこの国でも当然だと思います。家族を愛する。地域に愛着をもつ。国を愛し誇りに思う。「この国の国民で良かった」と、世界の多くの人々が思っている

でしょう。そして、自国を誇りに思うからこそ、他国にも敬意を払うことが出来るのだと思います。

残念ながら、世界の国の中には、内戦やゲリラや独裁や言論統制で、苦しんでいる人々もいます。しかし、そんな人達でも、きつと自分の『生まれた国』は愛しく、自国で、普通に暮らせるのを望んでいると思います。

税金は、愛する子供たちや地域を育てるために使ってもらいたい。自国の文化や生活を災いから守るために、力や戦略で事実を捻じ曲げようとする勢力からこの国の未来を守るために、この先も、国民が豊かで多くの幸せが享受できるように使ってもらいたい。そのため税金であると私は思います。

## 地元大和川出身の国際的企業家

### 岩崎哲夫氏の講演

五月二十二日、ヒスイ王国館において、通常総会が開催されました。糸魚川税務署長小林英彦様をはじめ、糸魚川地域振興局長岡村均様、糸魚川市企業支援室長大沢喜昭様、ほか多数のご来賓のご臨席を賜わる中、平成二十五年事業報告・収支決算報告、また平成二十六年事業計画案・収支予算案等について審議され、いずれも満場一致で可決・承認



通常総会



講演会

されました。

総会後、グローバルビジネス学会シニアアドバイザー岩崎哲夫氏を講師に、「どの山に登る」と題した一般公開講演会が開催されました。グローバル時代のビジネス最前線においてサムライ経営者として活躍を続ける地元出身の岩崎哲夫氏の講話に百二十名が耳を傾けました。

着任の

ごあいさつ



糸魚川税務署長

近藤 功

この度の人事異動により、糸魚川税務署長として着任いたしました近藤でございます。

糸魚川税務署には、平成十七年に総務課長として一年間勤務させていただきました。八年ぶりの勤務になります。北陸新幹線の開業を八ヵ月後に控え、新たな時代に向かう糸魚川に勤務できることを大変光栄に思っております。

公益社団法人糸魚川法人会の皆様方には、日頃から活発な法人会活動を通じて、税務行政全般にわた

り深いご理解と格別なご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

貴会におかれましては、長年にわたり、正しい税知識の普及と健全な企業の醸成、更には地域社会の発展のために各種の研修会講演会等を開催するなど、幅広い活動に積極的に取り組んでおられます。特に地域貢献事業の一環として、糸魚川小学校を始め十一校、計三五六名の児童に対する「租税教室」における講師を務めていただきました。また、「税に関する絵はがきコンクール」の展示も大変好評で、ともに、前年を上回る実績だったと伺っております。

これもひとえに、鈴木会長を始めとした、役員、会員の皆様方のご尽力の賜物であり、深く敬意を表する次第です。

さらに、今期から企業の内部統制面や会計経理面の質的向上に資することを目的として、「企業の税務コ

ンプライアンス向上のための取り組み」を始められるとのことであり、この取組を通じて企業における経理能力の水準が更に向上することは、適正な申告・納税のために非常に望ましいことであり、私どもといたしまして、この取組を後押ししていきたいと考えております。今後、この取組が研修会等を通じて、大きく広がっていくことを期待しています。

さて、私どもは、国民の皆様からの理解と信頼の下、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことを使命としております。

このため、改正国税通則法の円滑な執行に留意しつつ、適正な調査・徴収に取り組むとともに、納税者の皆様の利便性向上や行政運営の効率化を図るため、e-Taxを始めとする税務行政のICT化の一層の進展に努めているところであります。

税務行政に課せられた使命・責務を果たしていくためには、独り私どもの力のみでは自ずと限界があるものであります。糸魚川法人会の皆様方が、税務行政のよき理解者としてご尽力いただいておりますことは、誠に心強い限りであります。今後とも、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、公益社団法人糸魚川法人会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びに会員企業のご繁栄を祈念いたしまして、私の着任の挨拶とさせていただきます。

糸魚川税務署幹部職員等の定期異動

平成26年7月10日

①新幹部職員等

職名	氏名	前任地等
署長	近藤 功	前橋税務署 特別国税調査官
総務課長	原 一郎	留任
管理運営・徴収部門 統括国税徴収官	平井 幸雄	柏崎税務署 管理運営・徴収 統括国税徴収官
調査部門 統括国税調査官	萩原 晃	留任
法人会担当職員	松岡 圭吾	留任

②転出者等

職名	氏名	転出先等
署長	小林 英彦	関東信越国税局 酒類業調整官
管理運営・徴収部門 統括国税徴収官	大矢 繁雄	小千谷税務署 管理運営 統括国税徴収官



前事務局長  
今村 一男 様

【新潟県法連会長感謝状】  
【糸魚川税務署長感謝状】



㈱三元化工機工業所  
佐藤 元春 様

【新潟県法連会長表彰状】



㈱大和屋  
永江 善昭 様

【全法連会長表彰状】

永年表彰

平成25年度 正味財産増減計算書

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

平成26年度 収支予算書(損益計算ベース)

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I. 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1)経常収益			
基本財産運益	1,130	2,944	△ 1,814
受取会費	5,834,000	5,929,000	△ 95,000
事業収益	1,864,000	2,283,500	△ 419,500
受取補助金	5,782,600	6,165,123	△ 382,523
受取負担金	150,000	0	150,000
雑収益	282,410	274,060	8,350
経常収益計(A)	13,914,140	14,654,627	△ 740,487
(2)経常費用			
事業費	10,919,989	11,508,964	△ 588,975
管理費	2,235,046	3,163,247	△ 928,201
経常費用計(B)	13,155,035	14,672,211	△ 1,517,176
当期経常増減額(A-B)	759,105	△ 17,584	776,689
2. 経常外増減の部			
経常外収益計			
固定資産除却損	1	0	1
経常外費用計	1	0	1
当期経常外増減額	△ 1	0	△ 1
税引前当期一般正味財産増減額	759,104	△ 17,584	776,688
法人税、法人県民税、法人市民税	0	△ 20,000	20,000
当期一般正味財産増減額	759,104	2,416	756,688
一般正味財産期首残高	7,421,927	7,419,511	2,416
一般正味財産期末残高	8,181,031	7,421,927	759,104
II. 指定正味財産増減の部			0
受取補助金等	4,244,800	4,343,623	△ 98,823
受取全法連助成金	4,244,800	4,343,623	△ 98,823
一般正味財産への振替額	△ 4,244,800	△ 4,343,623	98,823
一般正味財産への振替額	△ 4,244,800	△ 4,343,623	98,823
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III. 正味財産期末残高	8,181,031	7,421,927	759,104

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I. 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1)経常収益			
基本財産運用益	2,000	2,000	0
受取会費	5,870,000	5,950,000	△ 80,000
事業収益	1,966,000	1,984,000	△ 18,000
受取補助金等	5,398,500	5,782,600	△ 384,100
雑収益	181,000	181,000	0
経常収益計(A)	13,417,500	13,899,600	△ 482,100
(2)経常費用			
事業費	11,079,752	11,039,315	40,437
管理費	2,266,198	2,914,835	△ 648,637
経常費用計(B)	13,345,950	13,954,150	△ 608,200
当期経常増減額(A-B)	71,550	△ 54,550	126,100
2. 経常外増減の部			
経常外収益計	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	71,550	△ 54,550	126,100
当期一般正味財産増減額	71,550	△ 54,550	126,100
一般正味財産期首残高	8,181,031	7,421,927	759,104
一般正味財産期末残高	8,252,581	8,181,031	71,550
II. 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	4,334,500	4,244,800	89,700
受取全法連助成金	4,334,500	4,244,800	89,700
一般正味財産への振替額	△ 4,334,500	△ 4,244,800	△ 89,700
一般正味財産への振替額	△ 4,334,500	△ 4,244,800	△ 89,700
当期指定正味財産増減額	0	0	0
当期正味財産期末残高	0	0	0
当期正味財産期末残高	0	0	0
III. 正味財産期末残高	8,252,581	8,181,031	71,550

# 社長さん こんにちは



有限会社 クロスタニン糸魚川  
社長 本山 咲子

当社は平成六年に、岐阜県羽島市に本社を置き、微生物類を専門に研究開発をしてクロスタニン、ドナリエラなどの商品名で、国内はもとより世界各国に販売網を持つ(株)鍵総本社の特約店としてスタートしました。きっかけは平成五年四月に、信頼している方から推薦して頂き、第十五回クロスタニン国際大会に参加し、創業社長の生きざま、考え方、そして本物作りへの熱い思いにふれ、深い感銘を受けて帰ってきました。



これは、病気のデパートと言われるくらい病気をしたため、いろいろな健康器具

や食品に頼りましたが、いずれもよい結果が得られなくあきらめていたときでしたので最後にクロスタニンに賭けようと、早速食べ始めたところ二ヶ月たった頃から、今までの物とは違い体に作用するのが感じられ、体調不良で悩んでいる方やお友達にも紹介したところ、多くの方からはよい物だとの声を頂き起業を決意し平成六年から事業所を構えました。その後少しずつではありますが、応援して頂ける方も増え、平成七年に山岸先生の進めもあり法人登録をし、今年二十年目を迎えることができました。

これからの地域の皆様方の健康と、幸せに役立てるよう、一層の努力をして参りたいと思っておりますのでご指導のほどをお願いします。

## 救急救命講習会

万が一の時に備えて講習  
七月十日、糸魚川市防災センターにおいて救急救命講習会が開催され、二十四名が受講しました。

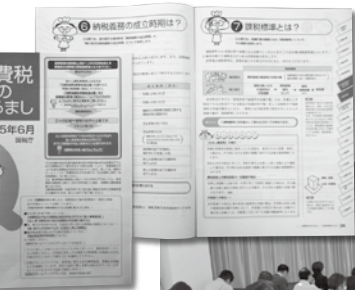
AEDの操作方法を中心に心肺蘇生の手順や気道異物の除去の仕方、さらに、出血に対する応急手当等も含めて長時間に亘り熱心に講習を受けました。



## 第五回 税務研修会

三月二十日、ヒスイ王国館において税務研修会が開催され三十六名が参加しました。

糸魚川税務署 上席国税調査官 松岡圭吾氏の解説に基づき、問



# 消費税 期限内納付 推進運動 実施中!

消費税の期限内納付を忘れずに。



- 消費税は消費者からの預かり金的な性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

消費税には申告・納付期限<sup>(※1)</sup>があります。

申告・納付にはe-Taxが利用できます。

個人事業者の方は振替納税も利用できます。

- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額<sup>(※2)</sup>に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の確定消費税額 <sup>(※2)</sup>	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回)

※1 法人は課税期間終了日の翌日から2ヶ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。

※2 地方消費税を含まない年税額をいいます。

# 各支部活動報告

## 糸魚川支部



支部長  
山下 建夫

### 鉄道に関連した二つの講演会開催

二月二十七日、ヒスイ王国館において、えちごトキめき鉄道(株)代表取締役社長の嶋津忠裕氏を講師に、「えちごトキめき鉄道はもしろい」と題して一般公開講演会が開催され、七十五名が聴講しました。

五月十二日、ヒスイ王国館において、糸魚川支部総会が開催され、提出された議案については、原案通りすべて承認されました。

総会終了後、長岡大学鯉江康正教授による「新幹線駅と街づくり」と題した一般公開講演会を開催しました。

過去、法人会として二回お招きし、時季に合わせた提言等をいただいた同教授から、開業まで一年未満と迫った状況を踏まえて講演を頂き六十名が聴講しました。



## 能生支部



支部長  
中村 康司

四月二十一日、能生商工会館において能生支部通常総会が開催されました。平成二十五年度事業報告・収支決算報告、ならびに平成二十六年事業計画・収支予算案が審議され、すべて承認されました。

総会終了後には、新潟県立海洋高等学校の松本将史教授を講師に、「海洋高校の教育活動と地域振興への貢献」と題して講演会を開催いたしました。

地域資源を活かした特産品開発をはじめとした特色ある学習活動や糸魚川版デュアルシステムの構築など大変興味深い話を拝聴しました。



## 青海支部



支部長  
佐藤 元春

四月二十五日に青海支部の通常総会が開催され、提出された議案はすべて原案通り承認、決定されました。

総会終了後は、日本政策金融公庫の松尾彰夫支店長から、「最近の経済・金融情勢」と題して記念講演会を実施しました。

講演では、経済・金融の現状等の説明の他、講演の最後には、お笑い芸人を目指した青年時代のエピソードなど意外な一面についてものお話もあり大変興味深くお話を伺いました。



青年部会

租税教室

六月十一日、平成二十六年年度のトップを切つて糸魚川小学校において租税教室が実施されました。当日は、祖父母・保護者参観日ということで六年生と一緒に学ぶ機会となりました。児童もいつにも増して活発に質問していました。



女性部会

女性部研修会

四月二十二日、黒姫会館において小林英彦糸魚川税務署長を講師として研修会が開催されました。「税金よもやま話」と題して、租税教育の充実の必要性などについて講話をされました。



新任あいさつ



渡邊辰夫

永年にわたり、事務局長として当会の発展にご尽力されました今村一男様の後任として六月一日からお世話になっていきます。糸魚川市役所を定年退職後、一年程自家消費用の野菜づくりに取り組んでみましたが、上手くいかず、難しさを実感いたしました。そんな折に、お誘いを頂き、勤めさせていただくことになりました。当法人会の取り組みは会員同士のつながりを生み出すだけでなく、時季を得た事業を実施することにより地域への秀でた貢献がされています。このような使命感を持った組織の中で仕事ができることに感謝し、少しでもお役に立てるよう努めてまいりますので、よろしくお願い致します。

新入会員紹介

《正会員》

(株)丸上地所

代表者 樋口 佐登子  
住 所 糸魚川市横町5-2-14  
T E L 025-552-0310

《賛助会員》

秋山税理士事務所

代表者 秋山 澄雄  
住 所 糸魚川市横町3-7-20  
T E L 025-552-8462

《系列会社》

糸魚川観光開発(株)

代表者 松木 正夫  
住 所 糸魚川市大町1-6-10  
T E L 025-552-1611

《系列会社》

黒電興業(株)

代表者 荒井 行雄  
住 所 糸魚川市寺町2-6-35  
T E L 025-552-0888

《系列会社》

(有)黒姫フードストア

代表者 樋口 佐登子  
住 所 糸魚川市大町1-4-21  
T E L 025-552-0651

《系列会社》

(株)ジャパレン信越

代表者 中田 正  
住 所 糸魚川市寺町3-10-39  
T E L 025-553-0070

# 印紙税額一覧表(抜粋)

平成26年4月現在

番号	文書の種類	印紙税額(1通又は1冊につき)	主な非課税文書
1	<b>1 不動産、鉱業権、無体財産権、船舶若しくは航空機又は営業の譲渡に関する契約書</b> (注) 無体財産権とは、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、商号及び著作権をいいます。 (例) 不動産売買契約書、不動産交換契約書、不動産売渡証書など <b>2 地上権又は土地の賃借権の設定又は譲渡に関する契約書</b> (例) 土地賃貸借契約書、土地賃料変更契約書など <b>3 消費貸借に関する契約書</b> (例) 金銭借用証書、金銭消費貸借契約書など <b>4 運送に関する契約書</b> (注) 運送に関する契約書には、用船契約書を含み、乗車券、乗船券、航空券及び運送状は含まれません。 (例) 運送契約書、貨物運送引受書など	記載された契約金額が 1万円以上 10万円以下のもの 200円 10万円を超え 50万円以下 " 400円 50万円を超え 100万円以下 " 1千円 100万円を超え 500万円以下 " 2千円 500万円を超え 1千万円以下 " 1万円 1千万円を超え 5千万円以下 " 2万円 5千万円を超え 1億円以下 " 6万円 1億円を超え 5億円以下 " 10万円 5億円を超え 10億円以下 " 20万円 10億円を超え 50億円以下 " 40万円 50億円を超えるもの 60万円 契約金額の記載のないもの 200円	記載された契約金額が 1万円未満のもの
	上記の1に該当する「不動産の譲渡に関する契約書」のうち、平成9年4月1日から平成30年3月31日までの間に作成されるものについては、契約書の作成年月日及び記載された契約金額に応じ、右欄のとおり印紙税額が軽減されています。	<b>【平成26年4月1日～平成30年3月31日】</b> 記載された契約金額が 1万円以上 50万円以下のもの 200円 50万円を超え 100万円以下 " 500円 100万円を超え 500万円以下 " 1千円 500万円を超え 1千万円以下 " 5千円 1千万円を超え 5千万円以下 " 1万円 5千万円を超え 1億円以下 " 3万円 1億円を超え 5億円以下 " 6万円 5億円を超え 10億円以下 " 16万円 10億円を超え 50億円以下 " 32万円 50億円を超えるもの 48万円 <b>【平成9年4月1日～平成26年3月31日】</b> 記載された契約金額が 1千万円を超え 5千万円以下のもの 1万5千円 5千万円を超え 1億円以下 " 4万5千円 1億円を超え 5億円以下 " 8万円 5億円を超え 10億円以下 " 18万円 10億円を超え 50億円以下 " 36万円 50億円を超えるもの 54万円	
2	<b>請負に関する契約書</b> (注) 請負には、職業野球の選手、映画(演劇)の俳優(監督・演出家・プロデューサー)、プロボクサー、プロレスラー、音楽家、舞踊家、テレビジョン放送の演技者(演出家、プロデューサー)が、その者としての役務の提供を約することを内容とする契約を含みます。 (例) 工事請負契約書、工事注文請書、物品加工注文請書、広告契約書、映画俳優専属契約書、請負金額変更契約書など	記載された契約金額が 1万円以上 100万円以下のもの 200円 100万円を超え 200万円以下 " 400円 200万円を超え 300万円以下 " 1千円 300万円を超え 500万円以下 " 2千円 500万円を超え 1千万円以下 " 1万円 1千万円を超え 5千万円以下 " 2万円 5千万円を超え 1億円以下 " 6万円 1億円を超え 5億円以下 " 10万円 5億円を超え 10億円以下 " 20万円 10億円を超え 50億円以下 " 40万円 50億円を超えるもの 60万円 契約金額の記載のないもの 200円	記載された契約金額が 1万円未満のもの
	上記の「請負に関する契約書」のうち、建設業法第2条第1項に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるもので、平成9年4月1日から平成30年3月31日までの間に作成されるものについては、契約書の作成年月日及び記載された契約金額に応じ、右欄のとおり印紙税額が軽減されています。	<b>【平成26年4月1日～平成30年3月31日】</b> 記載された契約金額が 1万円以上 200万円以下のもの 200円 200万円を超え 300万円以下 " 500円 300万円を超え 500万円以下 " 1千円 500万円を超え 1千万円以下 " 5千円 1千万円を超え 5千万円以下 " 1万円 5千万円を超え 1億円以下 " 3万円 1億円を超え 5億円以下 " 6万円 5億円を超え 10億円以下 " 16万円 10億円を超え 50億円以下 " 32万円 50億円を超えるもの 48万円 <b>【平成9年4月1日～平成26年3月31日】</b> 記載された契約金額が 1千万円を超え 5千万円以下のもの 1万5千円 5千万円を超え 1億円以下 " 4万5千円 1億円を超え 5億円以下 " 8万円 5億円を超え 10億円以下 " 18万円 10億円を超え 50億円以下 " 36万円 50億円を超えるもの 54万円	
17	<b>1 売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書</b> (注) 1 売上代金とは、資産を譲渡することによる対価、資産を使用させること(権利を設定することを含みます。)による対価及び役務を提供することによる対価をい、手付けを含みます。 2 株券等の譲渡代金、保険料、公社債及び預貯金の利子などは売上代金から除かれます。 (例) 商品販売代金の受取書、不動産の賃貸料の受取書、請負代金の受取書、広告料の受取書など	記載された受取金額が 100万円以下のもの 200円 100万円を超え 200万円以下のもの 400円 200万円を超え 300万円以下 " 600円 300万円を超え 500万円以下 " 1千円 500万円を超え 1千万円以下 " 2千円 1千万円を超え 2千万円以下 " 4千円 2千万円を超え 3千万円以下 " 6千円 3千万円を超え 5千万円以下 " 1万円 5千万円を超え 1億円以下 " 2万円 1億円を超え 2億円以下 " 4万円 2億円を超え 3億円以下 " 6万円 3億円を超え 5億円以下 " 10万円 5億円を超え 10億円以下 " 15万円 10億円を超えるもの 20万円 受取金額の記載のないもの 200円	次の受取書は非課税 1 記載された受取金額が <b>5万円未満(※)</b> のもの 2 営業に関しないもの 3 有価証券、預貯金証書など特定の文書に追記した受取書 ※ 平成26年3月31日までに作成されたものについては、記載された受取金額が3万円未満のものが非課税とされていました。
	<b>2 売上代金以外の金銭又は有価証券の受取書</b> (例) 借入金の受取書、保険金の受取書、損害賠償金の受取書、補償金の受取書、返還金の受取書など	200円	



# 契約書や領収書と 印紙税



平成26年4月

印紙税は、「契約書」「手形」「領収書」など、次のページの「印紙税額一覧表」に掲げる文書に対して課される税金です。印紙税は、これらの文書を作成した人が、定められた金額の収入印紙を文書に貼り付け、これに消印して納付します。

例えば、「不動産売買契約書（第1号文書）」、「工事請負契約書（第2号文書）」、「売上代金の領収書（第17号の1文書）」などは、その文書に記載されている金額に応じて、納める印紙税額が異なりますから、お間違いのないようご注意ください。

印紙税についてお分かりにならないことがありましたら、最寄りの税務署（電話相談センター）でお尋ねください。

なお、印紙税が課される文書に当たるかどうかをお尋ねのときは、その文書をご持参ください。

## 「金銭又は有価証券の受取書」の非課税範囲が拡大されています。

「金銭又は有価証券の受取書」については、これまで、記載された受取金額が3万円未満のものが非課税とされていましたが、平成26年4月1日以降、この非課税範囲が、受取金額**5万円未満**のものまで拡大されています。

## 「不動産の譲渡に関する契約書」や「建設工事の請負に関する契約書」の印紙税の軽減措置が拡充されています。

「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」については、これまで、これらの契約書に記載された契約金額が1千万円を超えるものに軽減措置が適用されていましたが、平成26年4月1日以降、この軽減措置の適用範囲・軽減額が拡充されています。

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。【国税庁ホームページ [www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)】

※ 国税庁ホームページでは、このほかにも、印紙税に関する法令解釈通達、質疑応答事例なども掲載しています。また、申告や届出に必要な様式をダウンロードすることもできます。

収入印紙は、郵便局、郵便切手類販売所又は印紙売りさばき所で購入しましょう。

※ このリーフレットは、平成26年4月1日現在適用されている法令に基づいています。

国 税 庁



この社会あなたの税がいきている

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

<h1>穴熊。</h1>							
		手術保障		傷害通院保障			
傷害後遺障害保障	傷害休業保障	疾病入院医療費用保障	入院保障				
死亡保障	高度障害保障	傷害医療費用保障					
社長	事業承継相談費用保障	疾病入院療養一時金保障					

穴熊とは二重の防御により王将を守り抜く、最も堅牢と言われる将棋の戦術の一つ。経営者を守る幾重もの安心を「経営者大型総合保障制度」をご提供します。

※保障の組み合わせには、所定の制限があります。保障内容について、詳しくは「設計書(契約概要)」「ご契約のしおり」「約款」を必ずごらんください。



法人会会員のみなさまに

## 経営者大型総合保障制度 企業保障プラン 総合型V

(大同生命の定期保険+AIUのベーシック傷害保険)



新潟支社 上越営業所/  
上越市西城町3-5-24  
TEL 025-525-1181



AIU 保険会社

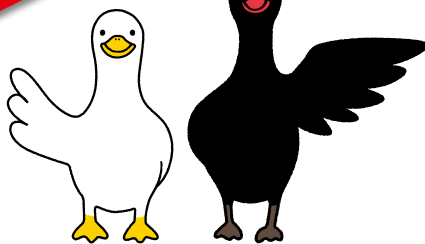
新潟支店/  
新潟県新潟市中央区上大川1-1214-2  
(大同生命ビル7F) TEL 025-223-6231

- ◎この資料は平成26年3月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなることがあります。
- ◎この広告には、保険商品の内容のすべてが記載されているものではありません。ご検討・ご契約にあたっては、「設計書(契約概要)」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。また、ご不明の点などございましたら、引受保険会社または取扱者にお問い合わせください。

F-25-1010(平成26年3月11日)

法人会会員企業にお勤めの皆様には、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

新登場!



がんを含む

病気やケガの備えに

— 法人会 —

ちゃんと応える  
医療保険

EVER



心配な「がん」の備えに

— 法人会 —

生きるための  
がん保険 Days

◎商品の詳細はパンフレット(契約概要)をご覧ください。

〈引受保険会社〉

Aflac アフラック  
(アメリカンファミリー生命保険会社)

新潟支社

〒950-0088 新潟市中央区万代4-4-27 新潟テレコムビル4F  
TEL.025-243-0612